

# 確定申告会場の開設について

～会場ではご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和8年 2月16日(月)～3月16日(月) (土、日及び祝日を除きます。) ※ただし、3月1日の日曜日は「ベルサール渋谷ファースト (渋谷区東1-2-20)」で開催します。	豊島税務署	豊島区 西池袋3-33-22	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時15分から
必要なもの		案内図	
<p>① マイナンバーカード(下欄を参照し、有効期限切れや失効となっていないか確認をお願いします。)</p> <p>② マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者証明用電子証明書(数字4桁)</li> <li>署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)</li> </ul> <p>③ スマートフォン</p> <p>④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類</p>			

マイナンバーカードのパスワードを失念した方はこちら



※ 来場前に、マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。

## オンライン事前予約

確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。

- ※ 当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。
- ※ 申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。

オンライン事前予約はLINEから！

LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して予約してください。



友だち追加はこちらから↑

1月5日(月)～2月13日(金)に税務署で相談を希望される方

事前予約が必要です。オンライン事前予約をご利用ください。当日入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。

！ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください！

### 有効期限

- 電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです

### 失効

- 住民票の基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)の記載が修正された場合は、署名用電子証明書が失効している場合があります

アプリをインストール → 証明書の選択 → パスワード入力 → 有効性の確認 → 確認結果

JPKI利用者ソフト



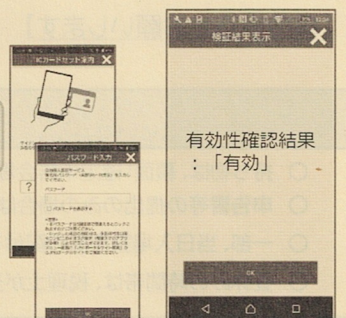
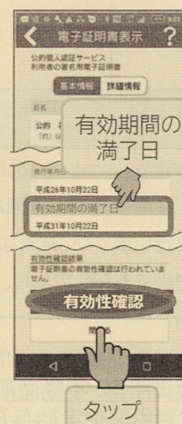
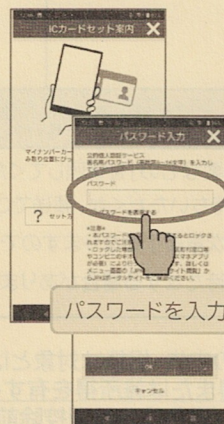
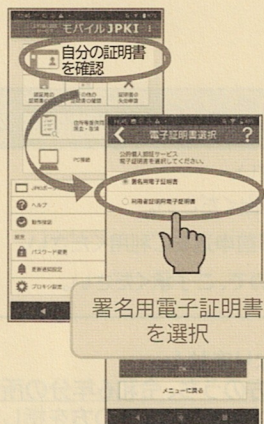
アプリはこちらから

iPhone

Android



iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。Androidの名称は、Google LLCの商標又は登録商標です。



※ 公的個人認証サービスセンターと通信を行うため時間が掛かることがあります

「有効期限切れ」「失効済み」の場合は、お住まいの市区町村で手続きを行ってください。

【問合せ先】 〒171-8521 豊島区西池袋3-33-22 Tel. 03(3984)2171(代表) ※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

(注)開設期間中、豊島税務署の駐車場は使用できませんので、お車でのご来署はご遠慮ください。